

口頭弁論要旨

堀（竹下）真希子

1 自己紹介

私は、京都府舞鶴市の西舞鶴地域に住んでおり、夫と6歳の子と3人で暮らしています。仕事は事務職で、自宅も職場も西舞鶴駅に近く、観光スポットの田辺城跡や裁判所の舞鶴支部も徒歩圏内です。夫の職場も西舞鶴で、6歳の子は4月から小学校に通っています。西舞鶴は大飯原発から約30 km、高浜原発から20 km弱に位置していますが、ここ西舞鶴が私たち家族の生活圏のすべてです。

私は結婚を機に舞鶴へ引っ越したのですが、もともと父の実家が隣接する京都府福知山市大江町で、今は両親と妹が住んでいます。また、祖父が舞鶴の生まれなので身近な土地ではありましたが、それまで舞鶴へ行く機会はほとんどなく、私にとっては新天地でした。

2 原告参加

私が舞鶴へ転居したのは2011年（平成23年）の春、3.11東日本大震災の直後でした。チェルノブイリやスリーマイル事故のことを史実として知っていたので、3.11以前から原発に対する漠然とした不安はありましたが、福島第一原発事故の惨禍、被災地の苦悩を目にしながら舞鶴での生活が始まっていくなかで、不安は鮮明なものとなり、原発から目をそむけることができなくなっていました。そして翌年、舞鶴での生活にも慣れてきた頃にこの訴訟のことを知り、原告として参加することを決めました。

3 舞鶴と大飯・高浜

舞鶴に住んでみて実感したことは大飯・高浜との距離感です。物理的な距離がそう遠くないことは知っていましたが、心理的な距離が思っていた以上に近かったことに驚きました。

例えば、私の職場のような小さな事業所でも大飯・高浜は営業圏内です。舞

鶴から大飯・高浜へ通勤されている方、逆に大飯・高浜から舞鶴へ通勤されている方も珍しくありません。

そのため、京都府宮津市に本店を置く「京都北都信用金庫」は、京都府北部地域の信用金庫ですが、福井県大飯郡高浜町に「高浜支店」があります。同様に、福井県福井市に本店を置く「福邦銀行」は舞鶴に「舞鶴支店」があり、舞鶴と大飯・高浜は経済的な結びつきも強い地域です。

私の夫は電気工事の仕事をしていますが、午前中に大飯や高浜の仕事をして、午後には舞鶴の現場をまわるという日もあります。また、休日なら遠出というほどでもなく、昼下がりのドライブ感覚で足を運べる距離なので、家族で出かけることもよくあります。

4 原発事故が起こったら

それほどまでに舞鶴と生活圏も経済圏も近い大飯・高浜の原発で事故が起きてしまったら、地域経済への影響も大きく、私たち舞鶴市民の生活は一変します。

舞鶴市の原子力災害住民避難計画によると、避難が必要となった場合、まずは自治会ごとに決められた避難時集結場所（以下「一次避難所」と言います。）に集合することになっています。その一次避難所へは、園児や児童、生徒らは保護者とともに避難することを原則とする、と書かれています。私の場合、子どもを連れて一緒に一次避難所へ集合せよという指示だと解釈しますが、学校にいる時間帯に避難の指示があったときはどうなるのでしょうか。

入学後しばらくして、小学校より緊急時帰宅先の調査がありましたが、大雨、台風などで児童が緊急に下校する場合に、いつも通り児童だけで帰宅させるか学校に待機させるかを選択するだけの調査でした。今のところ原発事故を想定したような調査はありません。学校には原発事故時の防災マニュアルがあるのかもしれませんが、保護者と共有されているものではなく、原発事故を想定した児童の引渡し方法の取り決めは何もありません。

また、自治会でも一次避難所への集合方法などについて話し合われたこともなく、この避難計画が市民一人ひとりに周知徹底されていない、これが舞鶴の現状です。ちなみに私も、今回の意見陳述をするにあたり調べるまで、自分の

最終避難先がどこなのか、避難経路を含めて詳細に把握できていませんでした。

一次避難所のその先は、事故の状況に応じて、西方面、南方面のどちらに避難を行うか指示されるようですが、私の自治会の住民は、中継避難所を経て西方面なら兵庫県尼崎市内の避難所、南方面なら京都市下京区内の避難所に行くことになるようです。ただし、避難先の自治体が被災していないことや、受入可能かどうかを確認できた場合に避難を実施すると注意書きがあります。つまり、阪神淡路大震災のように関西広域にわたって被災した場合などは、この避難計画そのものが成り立たないということです。福島第一原発事故が地震による津波の影響もあって起こったものであるにもかかわらず、この避難計画は大地震を想定していないのです。あらためて避難計画をはじめ他の資料も見直してみましたが、別ルートの避難経路や避難先の情報を見つけることができませんでした。原発事故が大地震によるものだった場合、尼崎市や京都市も被災していた場合、それでも私たち舞鶴市民は受け入れてもらえるでしょうか。

そもそも避難すれば、避難できればそれで良いのでしょうか。計画どおり避難できたとして、避難生活がいつまで続くのか、子どもらの学びは保障されるのか、避難のその先のロードマップは何もなく「片道切符」です。なぜ舞鶴市民が原発事故による避難を想定しなければならないのですか。原発事故による避難を前提とした生活を強いられるのですか。

舞鶴で暮らし始めた頃は、いざ原発事故があったときには逃げればいいと心のどこかで思っていました。大人だけならその選択もできたかもしれませんが、舞鶴で生まれ舞鶴の保育園で育ちこの4月に小学生になった彼にとっては、ここ舞鶴が人生のすべてです。彼のことを考えると、単純に逃げればいいとは言えなくなりました。彼が成長するにつれ、私は今、あらためて舞鶴で生きていくことをつきつけられています。

彼が舞鶴を離れるときは自分で選択したときであるべきで、「避難」で舞鶴を離れるようなことがあってはならないのです。そして舞鶴市民が、ひいては日本国民全員が、自ら選んだ場所で、安心・安全に生活する権利が脅かされてはならないのです。福島第一のような原発事故を二度と起こしてはならず、そのためには大飯原発をはじめとする原子力発電所の運転を止める、これ以外に選択肢はないと私たちは考えています。

5 原発事故が「万が一」にも起こらないように

福島第一原発の事故から10年以上経っても廃炉の見通しが立ちません。ひとたび重大事故が起これば人類は原子力を制御できず、生命・身体への影響は甚大です。ゆえに原発事故は「万が一」にも起こってはならず、生命・身体は経済的合理性など如何なるものとも天秤にかけられるべきではありません。

私がこの裁判に原告として参加したのは、大飯・高浜の原発で事故が起こった後に損害賠償請求という事態を避けたいからであり、原発事故が「万が一」にも起こらないようにするためです。

この裁判では関西電力を相手としていますが、舞鶴のような地方都市では、電力自由化された今でも関西電力が第一候補であり、私たちのライフラインを担う企業として大きな役割を果たしています。台風や大雪のときにも停電することはほとんどなく、停電しても全力で復旧作業をする現場労働者には敬意をもっています。だからこそ、私たちのライフラインを維持するために日々尽力している現場労働者の身の安全も保障されるべきであり、原発事故の犠牲になるようなことはあってほしくないのです。

関西電力には、インフラ企業として電気を供給するにとどまらず、私たち消費者に安心・安全な生活を供給する企業であるという責任と自覚をもってほしい。そして、大飯原発1号機、2号機に続いて、3号機、4号機の運転差止めを英断してほしいです。

6 最後に

いま小学1年生の彼が、学校で「三権分立」を教わるのは数年先です。私はそのとき日本で「三権分立」が機能していると自信をもって彼に教えたい。私が原告として参加したこの裁判で、ここ京都地方裁判所で司法の独立を体感したと彼に伝えたい。

裁判官には、その英知と良心に従って、真に合理的な判断を期待します。